

発行:市川市  
編集:企画部広報広聴担当  
〒272-8501  
市川市八幡1-1-1  
TEL 047-334-1111  
FAX 047-336-2300  
ホームページ  
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

今週号の紙面から

特集  
**市川市初の  
事業仕分け  
実施結果の概要**  
..... 4-5面

- 年末年始の市の業務  
... 2-3面(行政・お知らせ)
- 市史自然講座 第2回  
「真間山・国府台の斜面  
林を歩く」  
..... 3面(文化・講座)
- 平成23年度  
「少年自然の家」宿泊  
利用希望の受け付け  
..... 6面(教育・募集)
- もっと知りたい!  
子宮がんの話  
..... 7面(健康・講座)
- 1%支援制度  
団体応募説明会を開催  
... 8面(市政・お知らせ)

市民  
マナー  
条例

「路上禁煙・美化推進地区」

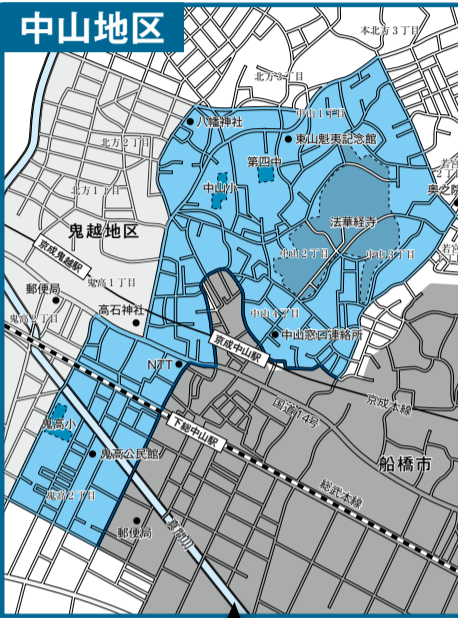
# 中山と原木の2地区を追加

歩きたばこやごみの投げ捨て、犬のふんの放置などを禁止し、指定地区内での違反に対して過料を定めた「市川市市民等の健康と安全で清潔な生活環境の保持に関する条例」(通称「市民マナー条例」)。10月からは、「路上禁煙・美化推進地区」に「中山地区」と「原木地区」の2地区が加わり、両地区内でも1月から過料の徴収を開始します。既に自治会を通じて周知を行い、路面シートや周知看板を設置して、周辺にお住まいの皆さんに協力を呼び掛けています。地区指定は地域の要望を受けてのもので、これにより「路上禁煙・美化推進地区」は15地区となりました。市では、啓発活動や推進指導員の巡回などにより、生活環境の向上に努めてまいります。ご理解、ご協力をお願いいたします。

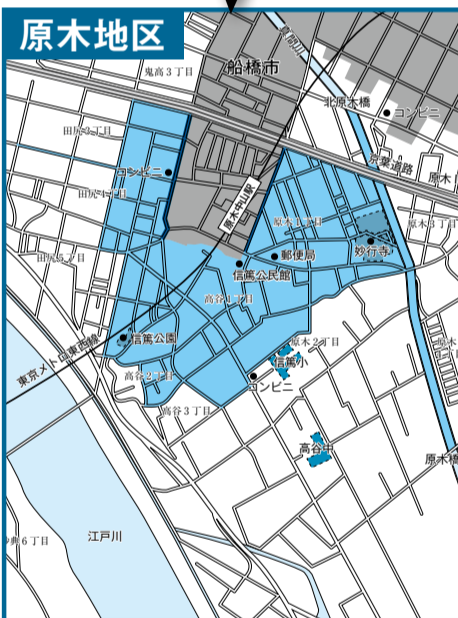
## 市内15地区 啓発や指導で生活環境を向上



※市境を含む道路は指定地区に含まれません。



新規地区の過料は1月から



問い合わせ  
市民マナー条例担当室  
☎320・1333 FAX 336・1610

未来の楽しい市民生活 「グー・チョキ・パー」で始めよう。



犬のふんの回収用具の携行▶努力義務

### 市内全域の公共の場所

路上禁煙・美化推進地区以外の公共の場所での禁止行為  
歩行喫煙、吸い殻・空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置▶禁止・注意指導

### 路上禁煙・美化推進地区以外の公共の場所での禁止行為

歩行喫煙、吸い殻・空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置▶禁止・注意指導

### 1 道路上

路上禁煙・美化推進地区内の禁止行為  
喫煙、吸い殻・空き缶等の投げ捨て、犬のふんの放置▶禁止・過料

### 2 道路上を除く公共の場所

過料は  
2,000円

地域づくり協議会との協働により  
早朝啓発活動を実施

中山地区	12月20日(月)午前7時30分 ~8時30分 中山参道周辺
原木地区	12月22日(水)午前7時30分 ~8時30分 原木中山駅周辺